

SAT 総 第 7号
2019年9月27日

一般財団法人東京都スキー連盟
各加盟団体長 殿

一般財団法人東京都スキー連盟
会 長 岡部 直



2020年度 ジュニア育成助成金申請要項について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
日ごろから一般財団法人東京都スキー連盟の運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、ジュニア育成助成金の申請は下記のとおり申請を行ってください。

記

1. 申請手続

ジュニア育成助成金申請書（様式1号・2号）を、当連盟事務局へ申請をしてください。なお、申請書類は返却いたしません。

2. 申請期限と交付決定

- (1) 申請期限：2019年10月1日～10月20日
- (2) 対象期間：2019年12月～2020年4月の事業
- (3) 交付決定：2019年12月（予定）交付決定書を送付します。

3. 助成金交付の請求

交付決定後、ジュニア育成助成金振込先通知書（別紙様式3号）にて請求すること。

4. 交付対象

- (1) ジュニア育成の振興に関する事業を積極的に行い、奨励し、又は自ら行い、かつその活動を実施している加盟団体とします。
- (2) 交付金額
指定の期間に予定する一つの事業予算に対して10万円以内とします。
(複数事業あった場合でも一事業のみ)
- (3) 対象となる事業費
原則として、ジュニア育成事業に必要な経費が対象になります。主に、講師宿泊費及びに消耗品費、スポーツ用具費、旅費等です。但し、協賛金的な性格を有するものについては対象外です。

一般財団法人東京都スキー連盟ジュニア育成助成金交付に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人東京都スキー連盟（以下「本連盟」という。）が、加盟団体の実施するジュニアスキー等の普及・振興のための体験・活動に対して、奨励することを目的として交付するジュニア育成助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定める。

(交付の対象)

第2条 助成金の交付対象は、本連盟の目的に該当し所属加盟団体長が認める次の事業とする。

- 一 ジュニアスキー等の講習会
- 二 ジュニアスキー等のバッジテスト

なお、収益事業として行う事業（例）旅行会社などが実施するスノースポーツ関係の企画商品に、加盟団体が講師を派遣等する事業等）は、交付の対象としない。

(助成金交付の基準)

第3条 助成金は、加盟団体が指定の期間（以下「助成対象年度」という。）中に実施を予定する一つの事業について、10万円以内を限度として交付する。

2 前項の助成金の対象となる経費は旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、スポーツ用具費、講師謝金その他活動に必要な経費を含むものとする。

(申請手続)

第4条 助成金の交付を受けようとする加盟団体は、助成金交付申請書(様式1号)に事業計画書・収支予算書(様式2号)を添えて、本連盟に提出しなければならない。

2 前項の申請は、助成対象年度ごとに、一つの事業についてのみ申請を行うことができる。

(申請時期)

第5条 前条の申請の時期は、募集の際に、理事会が定める。

(交付の決定)

第6条 理事会は、第4条の規定による申請があったときは、事業の目的、内容等を精査し、理事会の協議により交付決定を行い、申請加盟団体長に助成金交付決定通知書により通知するものとする（以下、助成金の交付決定を受けた事業を「助成金対象事業」という。）。

(事業変更等の承認)

第7条 助成金の交付を受けた加盟団体（以下「対象団体」という。）は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、遅滞なく本連盟に報告し、その承認を得なければならない。

- 一 助成金の交付申請を取り下げようとするとき

5. 事業完了報告

助成金を受けた団体が助成事業を完了したときは、助成事業完了報告書により当連盟宛に報告してください。なお、様式等はホームページに掲載します。

6. その他

- (1) 助成金交付団体に決定した場合、当連盟関連の印刷物・ホームページで団体名・事業名を公表する場合があります。
 - (2) 申請書類上の個人情報、助成金審査及び審査結果の連絡に使用し、その他の目的に使用されることはありません。
 - (3) 結果については、事務担当者に通知致します。
 - (4) ジュニア育成事業についての説明会等を開催する予定です。
(日時・会場等については別途お知らせいたします)
- ・ジュニア育成助成金交付に関する規則(総務本部)を同封いたしますので、参考にしてください。

問合わせ先

一般財団法人東京都スキー連盟事務局

〒102-0093 東京都千代田区平河町1丁目4番15号 平河町小池ビル2階

TEL 03-3262-2491 FAX 03-3264-6540

二 助成金対象事業の内容を変更しようとするとき

三 助成金対象事業を中止または廃止しようとするとき

2 前項の規定に基づき承認を行おうとする場合には、理事会が協議するものとする。

(報告義務)

第8条 対象団体は、助成金対象事業の実施を完了したときは、速やかに実施および支出状況についての報告書(様式5号)に必要書類(領収書等コピー)を添付し、本連盟に提出しなければならない。

(説明会等の実施)

第9条 本連盟は、説明会等を開催して、加盟団体の情報共有の場を設ける。

(交付決定の取消等)

第10条 本連盟は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取消または変更することができる。

一 助成金交付申請書等の提出書類に虚偽の記載があることが判明したとき

二 第7条第1項第3号の助成金対象事業の中止または廃止の申請があったとき

三 対象団体が、助成金を助成金対象事業以外の用途に使用したとき、また助成金対象事業の内容が助成金の交付決定時の計画を大幅に逸脱したとき

四 対象団体が、助成金対象事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき

五 助成金対象事業に関し第8条の事業報告、支出報告その他本連盟から求められた報告が行われないうとき、または、助成金の交付決定がされた後4か月が経過しても助成金対象事業が開始されないとき

(助成金の経理)

第11条 対象団体は、助成金対象事業についての収支簿を備え、他の経理と区別して助成金対象事業にかかる収入額および支出額を記載し、およびその支出内容を証する書類を整備して、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。

(実施細目)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事会が定める。

(改廃)

第13条 この規則の改訂は、理事会が定める。

附 則 2019年(令和元年)9月19日理事会決議

この規程は、2019年(令和元年)9月19日から施行する。